

コンビニ交付サービスに関するQ&A

Q. 通知カードでコンビニ交付サービスを利用できますか？

A. 通知カード（マイナンバーを確認するための紙カード）では、コンビニ交付サービスをご利用いただくことはできません。コンビニ交付サービスの利用には、マイナンバーカードが必要です。

Q. 個人情報は守られますか？

A. 請求者ご自身がマルチコピー機のタッチパネルを操作して、申請から証明書の受領まで行います。また、証明書の印刷後は、マルチコピー機の証明書データを完全に消去するなど安全対策を行っております。

Q. タッチパネルを押し間違えて、必要な項目が入っていない証明書が出てきました。差し替えをしてもらえますか？

A. 証明書の差し替えや返金はできません。タッチパネルの内容をよくご確認の上、操作していただきますようお願いします。

Q. 暗証番号を忘れてしまい、ロックがかかり利用できなくなりました。どうしたらいいですか？

A. 暗証番号を3回連続で間違えると、ロックがかかりコンビニ交付サービスの利用ができなくなります。役場住民課で暗証番号の再設定を行ってください。再設定には、マイナンバーカードの他、運転免許証等の身分証明書が必要です。

【 住民票について 】

Q. 住民票の写しにマイナンバー（個人番号）の記載があるものを取れますか？

A. 記載事項選択でマイナンバー（個人番号）の記載を「有」に指定するとマイナンバーの記載がある住民票をお取りいただけます。

※マイナンバー（個人番号）を記載した住民票の写しの提出は、法律により行政機関、地方公共団体、独立行政法人のほか、社会保障、税、災害対策の手続きを行う民間事業

者に限定されていますので、提出先にマイナンバー（個人番号）を記載した住民票の写しが必要か事前に確認してください。

Q.住民票の写しに「特別永住者」の記載があるものを取れますか？

A. 記載事項選択で「法第30条の45に規定する区分」を「有」に指定してください。
「在留資格等」を選択しても特別永住者の記載はされませんので、ご注意ください。

【 課税（所得）証明書について 】

Q. 過去の年度分の課税(所得)証明書は取れますか？

A. 最新年度分の課税(所得)証明書のみに対応となるため、取得できません。
(毎年、6月に最新年度に切り替わります)

Q. 自分自身の収入が無く、親族の扶養に入っているため、申告はしていませんが、課税(所得)証明書は取れますか？

A. 申告書などの課税資料の提出されている方のみ取得できます。課税資料の提出が無い場合は、窓口のみでの発行となります。

Q. 最近、他市から岬町に引っ越してきたのですが、課税(所得)証明書は取れますか？

A. 住民税は1月1日に住民登録のある市区町村で課税されます。1月1日時点で岬町に住民票がある場合は、その年の6月以降に課税(所得)証明書の取得が可能になります。なお、1月1日時点、岬町に住民登録がない場合は、転入前の市区町村での取得になります。(詳しくは、転入前の市区町村にお問い合わせください)

Q. 岬町から他市へ転出しましたが、課税(所得)証明書は取れますか？

A. 岬町から他市へ転出している場合は、コンビニ交付サービスのご利用はできません。
窓口での取得か、郵送請求での取得になります。